



# 長野県報

11月24日(火)  
平成21年  
(2009年)  
第2119号

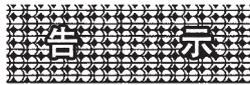
## 目次

### 告示

保安林予定森林(森林づくり推進課) .....	1
平成21年4月19日執行の佐久市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決(選挙管理委員会) .....	1

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(生活文化課NPO活動推進室) .....	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課) .....	4
建設業の許可の取消し(建設政策課) .....	4
建築基準法に基づく建築協定の変更の認可(建築指導課) .....	11
一般競争入札(水大気環境課) .....	11
一般競争入札(5件)(高校教育課) .....	12
正誤(都市計画課) .....	15



### 長野県告示第538号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年11月24日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

- 1 保安林予定森林の所在場所  
小県郡青木村大字当郷字管社1136の2から1136の7まで、1180、1181、字山村1218の2、1218の口の1、1228、1231、1239の2、1239の3、1239の口、字中原1504、字西寺村1581の1、1581の5、1581のホ、1581のヘ、1581のト、1581のチ、字東日向2008の口、2008のハ、2008のニ、2008のホ、2008のヘ、2036の2、2036の3、2036の5、2036の11、2036の12、2036の21、2036の22、2036の31、2036の32、2036の37
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 選告示第53号

平成21年4月19日執行の佐久市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対して、当委員会は、次のとおり裁決しました。

平成21年11月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

裁 決 書

長野県佐久市根岸3189番地7

審査申立人 山崎 茂

上記審査申立人から、平成21年6月15日付けで提起された同年4月19日執行の佐久市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、平成21年4月19日執行の本件選挙における当選人花岡茂(以下「本件当選人」という。)の当選の効力に関し、佐久市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し異議の申出をしたところ、市委員会が平成21年5月25日にこれを棄却する旨の決定をしたので、この決定を不服として、当委員会に対し、市委員会が下した決定を取り消し、本件当選人の当選を無効とする裁決を求め、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 申立人が、本件選挙において戸籍名「山崎茂」を通称「山崎しげる」としたのは、戸籍名「茂」の候補者が申立人と本件当選人の2名であることから、「山崎しげる」で通称の認定(以下「通称認定」という。)を受け、選挙人に対し申立人と本件当選人とを区別することによって投票の際の意思判断ができるようにしたものである。

また、申立人が選挙用ポスター、選挙用自動車の看板、選挙公報、選挙用ハガキ等の選挙運動で「山崎しげる」を使用していることから、平仮名で「しげる」と記載された5票は、これらを見た選挙人が申立人に投票する意思を持って記載したと判断される。

したがって、「しげる」と記載された5票は、すべて申立人の得票とすべきであり、市委員会の決定は通称認定の手續論を述べているだけで通称認定の意義を考慮していない。

2 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第68条の2の規定は、同一の氏名、氏又は名の場合の投票の効力の判断とあん分基準を示しているが、この規定の適用に際しては、通称認定の意義を前提として判断すべきである。「しげる」と記載された5票は、選挙人が通称認定された「山崎しげる」を意識して「しげる」と記載したと判断できるのであるから、通称認定の意義を切り離して、同名だからといって機械的にあん分することは選挙人の意思を尊重していることにならない。

3 以上により、「しげる」と記載された5票は、あん分すべきではなくすべて申立人の得票であり、次点であった申立人の得票数が最下位当選した本件当選人の得票数を上回ることから、最下位当選した本件当選人の当選は無効である。

#### 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、これを受理し、市委員会から弁明書及び関係書類の提出並びに申立人から弁明書に対する反論書の提出を受け、慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

1 本件選挙は、平成21年4月12日の告示日に33名が立候補した。立候補者のうち、戸籍名が「茂」の候補者は、申立人と本件当選人の2名であった。申立人は名を平仮名書きにした「山崎しげる」を通称として選挙長に申請して通称認定を受け、本件当選人は通称認定の申請をしていない。

選挙録によると、選挙会において、本件当選人は1,475,500票の得票で最下位当選し、申立人は1,474,499票の得票で次点落選と決定され、投票の中には「しげる」と記載された票が5票あり、2,499票が申立人に、2,500票が本件当選人にあん分された。

証拠によると、申立人は「山崎しげる」を通称として選挙長に申請して認定され、投票所の氏名掲示及び選挙公報でそれぞれ「山崎しげる」及び「山崎しげる」と記載した事実が認められる。一方、本件当選人については、投票所の氏名掲示及び選挙公報で「花岡茂」と記載した事実が認められる。

また、申立人の選挙運動用ポスターでは候補者名を「山崎しげ

る」と記載した事実が認められる。

2 申立人は、「しげる」と記載された5票はあん分ではなくすべて申立人の得票とすべきであると主張する。そこで、これらの投票の効力について検討する。

3 法第67条後段は、投票の効力の決定に当たっては、法第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならないと規定している。

そして、投票の効力の決定に当たっては、「選挙人の意思が投票の記載で判断できる限りはその投票を有効とすべきである」(昭和27年7月11日最高裁判所判決)とされており、投票の秘密保持、選挙の公正確保に意を尽くしながら、投票用紙の記載自体、用いられた投票用紙等専ら形式的要素を基準としてその効力を決定することとされ、また、「無記名投票制度のもとでは、特定の選挙人が候補者の何人に投票する意思であったかということを探し、又は憶測することは許されない」(昭和26年11月14日福岡高等裁判所判決)とされている。

4 申立て理由1について

(1) 申立人は、選挙人に対して申立人と本件当選人とを区別し、選挙人が投票の際の意思判断ができるようにするために「山崎しげる」との通称認定を受け、選挙用ポスター、選挙用自動車の看板、選挙公報、選挙用ハガキ等の選挙運動で「山崎しげる」を使用していることから、「しげる」と記載された5票は、これらを見た選挙人が申立人に投票する意思を持って記載したと判断されるので、すべて申立人の得票とすべきであると主張している。

(2) 申立人が主張するように、「しげる」と記載された5票は、「山崎しげる」で氏名掲示がなされ、「山崎しげる」と記載した選挙用ポスター等によって選挙運動を展開したことにより、これを目にした選挙人が申立人への投票意思を判断したとも考えられるが、選挙人が投票する際に、「山崎しげる」という記載の氏名掲示を見て投票用紙に「しげる」と記載したのか、「花岡茂」という氏名掲示の「茂」あるいはそのふりがなの「しげる」という記載を見て投票用紙に「しげる」と記載したのかは、投票の記載自体からは判別することができない。

(3) また、「選挙人は、ポスター、ビラ、氏名掲示の記載等、視覚によって得られる情報のみから候補者を識別するとは限らず、選挙運動用自動車による宣伝、街頭演説の際の紹介等、音声によって候補者を識別、記憶している場合も少なからずあると考えられる」(平成15年10月21日福岡高等裁判所那覇支部判決)ため、申立人が主張するように、選挙人が「山崎しげる」の記載を目にして投票の意思判断をしたのか、あるいは音声によって候補者を識別、記憶していたのかは、投票の記載自体からは判別することはできない。

(4) したがって、「しげる」と記載された5票は、申立人に投票する選挙人の意思が明白であるということとはできないから、「山崎しげる」との記載を氏名掲示や選挙運動で目にした選挙人が、本件当選人と区別して申立人に投票する意思で記載したものであり、すべて申立人の得票であるという申立人の主張は認められない。

5 申立て理由2について

(1) 申立人は、法第68条の2の規定は、同一の氏名、氏又は名の場合の投票の効力の判断とあん分基準を示しているが、この

規定の適用に際しては、通称認定の意義を前提として判断すべきであり、選挙人は通称認定された「しげる」を使用している「山崎<sup>やまざき</sup>しげる」を意識して「しげる」と記載したと判断できるので、機械的にあん分すべきでない主張している。

- (2) 公職の候補者の戸籍名が漢字である場合、名を平仮名で記載した投票は有効であると解されているため、漢字の名を平仮名とする通称認定を受けていないことをもって、「しげる」と記載された5票は本件当選人への投票ではないと判断することはできない。

また、先に述べたとおり、「しげる」と記載された5票は、選挙人が申立人に投票する意思をもって投票したものか、又は本件当選人に投票する意思をもって投票したものか、投票の記載自体からは判別できない。

よって、「しげる」と記載された5票は法第68条第1項第8号に該当し、公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして無効というべきであるが、法第68条の2は、同一の氏名、氏又は名の公職の候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載したものを有効とし、これをその他の有効投票数に応じてあん分するものと規定している。

- (3) 本件選挙においては、申立人と本件当選人の戸籍名は「茂」で読みは「しげる」と同一であり、「しげる」と記載された5票は、法第68条の2の規定の適用を受けることから、市委員会がこれらの票をあん分票とした処理は適正である。

- (4) したがって、「しげる」と記載された5票はすべて申立人への投票の意思を表しており、あん分すべきではないという申立人の主張は認められない。

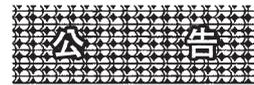
以上のとおり、申立人の審査申立てには理由がなく、異議の申出に対する市委員会の決定は正当と認められるので、これを取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成21年11月17日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

選挙管理委員会



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年11月24日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

- 1 申請のあった年月日  
平成21年11月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人いいた元気塾
- 3 代表者の氏名  
久保田 秀彦
- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市桜町2丁目47番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、フリースクールの運営を中心に、学校に行けない、行かない子ども、及びその保護者、在日外国人などに対して、広く相談に応じ、基本的な学習、進学、就労、生活習慣の習得などの援助に関する事業を、特定の思想や信条に左右されることなく行い、社会的自立を援助することで、社会に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年11月24日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 板倉敏和

- 1 申請のあった年月日  
平成21年11月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人触育・水引を結ぶ会
- 3 代表者の氏名  
園部 三重子
- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市鼎名古熊2577番地14
- 5 定款に記載された目的

この法人は広く一般に対して、水引を結ぶ楽しさを伝え、水引の理解と振興を図るため、水引講座、水引検定等を行い水引文化の発展に寄与する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室